

事業系の生ごみの減量と適正処理!

生ごみを適正処理していますか?

下記の写真は、市内のとある「家庭系ごみの集積所」の写真です。カラスの食い散らかし等により見るに耐えない状況です。

事業系のごみは、一般廃棄物・産業廃棄物を問わず、「家庭系ごみの集積所」に排出できません。不適正処理は、地域住民に多大な迷惑をかける、違法行為です。



食品リサイクル法（食品廃棄物の種類、食品関係者の役割）

この法律は食品の売れ残りや食べ残し、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制を図り減量化に努めることにより最終処分される量を減少させ、食品廃棄物を循環資源とすることを旨とするものです。

なお、平成19年12月から施行された（改正）食品リサイクル法により、それぞれの食品関連事業者から発生する食品廃棄物量のうち、①発生抑制、②再生利用、③減量を実施する率（再生利用実施率）が、下記のとおり業種別に設定されています。

再生利用等は、すべての食品関連事業者に課せられた義務であり、平成24年度までに再生利用実施率の達成が求められています。

年間の食品廃棄物の発生量が100トン以上であり、再生利用等が著しく不十分であるときは、勧告・公表・命令等を経て、50万円以下の罰金に処せられます。

業 種	再生利用実施率	食品廃棄物例示	廃棄物種類
食品製造業 食品メーカーなど	⇒ 85%	製造くずなど	産業廃棄物
食品卸売業 各種卸・問屋など	⇒ 70%	売れ残り 廃棄処分品など	一般廃棄物
食品小売業 百貨店、スーパー、コンビニなど	⇒ 45%		
外食産業 食堂、レストランなど	⇒ 40%	調理くず 食べ残しなど	